

京都市交通局ポイントサービス取扱規程を公布する。

令和5年3月1日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第10号

京都市交通局ポイントサービス取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、京都市交通局 IC 証票取扱規程（以下「IC 証票取扱規程」という。）

第5条の2に規定する、京都市交通局、京都バス株式会社（以下「サービス提供社局」という。）が提供するポイントサービス（以下「ポイントサービス」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程（以下「自動車規程」という。）、京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程（以下「高速規程」という。）、IC 証票取扱規程、その他関係する規程において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「ポイント」とは、京都市公営企業管理者交通局長（以下「管理者」という。）が予め定める方法で付与する電子情報をいう。
- (2) 「会員」とは、この規程に同意して、第8条に定める手続きにより会員登録を行った旅客をいう。
- (3) 「コールセンター」とは、ポイントサービスの提供に当たり、会員登録や問い合わせ対応等の事務を行うため、管理者が設置する窓口のことをいう。
- (4) 「会員サイト」とは、ポイントサービスの提供に当たり、管理者が構築し運営するパソコン及びモバイル機器向けの Web サイトをいう。
- (5) 「会員情報」とは、会員が登録した「カード番号、パスワード、氏名、生年月日、性別、郵便番号、電話番号、メールアドレス」のことをいう。
- (6) 「カード番号」とは、ポイントサービスの適用対象となる IC 証票（以下「ポイント対象 IC カード」という。）に記載されたアルファベット2文字、英数字15桁からなる交通系 IC カード固有の番号をいう。

- (7) 「登録 IC カード」とは、会員がポイントサービスを利用するために、会員登録時に登録した、ポイント対象 IC カードをいう。
- (8) 「ポイント情報」とは、「会員のポイント付与、ポイント利用及びポイント失効の履歴並びにポイントの有効期限にかかる情報等」のことをいう。
- (9) 「ICOCA」とは、第7条に定める「ICOCA」、「小児用 ICOCA」、「スマート ICOCA」のことをいう。また、「PiTaPa」とは、第7条に定める「PiTaPa カード」、「PiTaPa ジュニアカード」、「PiTaPa キッズカード」のことをいう。
- (10) 「ポイント利用」とは、ICOCA については、ポイントチャージ機でポイントを SF に引き換えることをいい、PiTaPa については、本市ポイントがショップ de ポイントに変換されることをいう。
- (11) 「ポイントチャージ機」とは、本市高速鉄道駅及び洛西定期券発売所に設置するポイントサービスへの対象 IC カードの登録、変更、ポイントチャージ、履歴確認及び退会を行う機能を搭載した券売機をいう。

(日付の定義)

第3条 この規程においては、当日の午前3時以降から翌日の午前3時未満までを同一日として取り扱うものとする。

(適用範囲)

第4条 ポイントサービスの取扱いについては、この規程の定めるところによる。

2 この規程に定めのない事項については、自動車規程、高速規程、IC 証票取扱規程のほか、サービス提供社局が各々定める運送約款及び規程並びに IC 証票の発行者が定める規程等（以下「規程等」という。）の定めるところによる。

(適用対象者)

第5条 ポイントサービスは、第8条に定める手続きによって会員登録をした本人を適用対象とする。

(適用対象となる交通機関)

第6条 ポイントサービスは、次の各号に掲げる路線を運行する交通機関（以下「対象交通機関」という。）に対して適用する。

- (1) 本市が運行する乗合自動車及び高速鉄道の全路線
- (2) 京都バス株式会社が運行する貸切・観光バスを除く全路線

2 管理者は、予め告知することにより、ポイントサービスの対象外とする路線を設定す

ることがある。この場合、当該路線においては、前項の定めに関わらず、ポイントサービスを実施しない。

(適用対象となる IC 証票)

第7条 ポイント対象 IC カードは、次の表に定めるところによる。旅客は、第8条で定める手続きによって登録されたポイント対象 IC カードを対象交通機関の乗車に利用することで、ポイントサービスの適用を受けることができる。ただし、定期券として利用した場合はポイントサービスの適用外とする。

ポイント対象 IC カードの名称	ポイント対象 IC カードの発行者名
ICOCA	西日本旅客鉄道株式会社
小児用 ICOCA	西日本旅客鉄道株式会社
スマート ICOCA	西日本旅客鉄道株式会社
PiTaPa カード	株式会社スルッと KANSAI
PiTaPa ジュニアカード	株式会社スルッと KANSAI
PiTaPa キッズカード	株式会社スルッと KANSAI

(会員登録)

第8条 会員登録希望者は、この規程に定めるところにより、会員サイト又はポイントチャージ機での登録申請フォームから会員情報を送信することにより、登録するものとする。ただし、会員情報のうち、メールアドレスの登録は任意とする。

- 2 会員登録は、会員サイト又はポイントチャージ機の登録申請フォームの送信が完了した時点で有効とし、会員サイトからの登録であり、かつメールアドレスを登録した場合は、登録されたメールアドレス宛に登録完了のメールを送信する。
- 3 会員登録希望者が、会員サイトから会員登録を行った場合、制限付きの登録（以下「WEB登録」という。）となり、ポイントチャージ機でポイント対象 IC カードを挿入し登録を行うことで制限が解除される。
- 4 前項における WEB 登録期間中は、次号に定めるサービスの制限を受ける。
 - (1) ポイント利用
 - (2) ポイント情報の照会
- 5 登録手続きや運営等に係る費用（会費等）は無料とする。

- 6 ポイント対象 IC カード 1 枚につき複数の会員が会員登録することはできない。
- 7 既に会員登録済みのポイント対象 IC カードについて、新たに会員登録することはできない。
- 8 会員登録できるポイント対象 IC カードは、自己が保有しているポイント対象 IC カードに限るものとし、他人が保有しているポイント対象 IC カードについて、第三者が会員登録してはならない。
- 9 第 7 条に定めるポイント対象 IC カード以外の IC カードを会員登録することはできない。
- 10 登録 IC カードを利用しての対象交通機関への乗車やポイント情報の照会等については、会員本人が行うものとし、第三者が行ってはならない。
- 11 会員は、登録 IC カードを他者に譲渡する場合又は他者に貸与して使用させる場合は、第 10 条第 1 項に定める登録 IC カードの変更手続き又は第 22 条第 1 項に定める退会手続きを行わなければならない。
- 12 会員が登録 IC カードを他者に譲渡する場合又は他者に貸与して使用させる場合であって、前項による手続きを行わない場合、当該他者は本規程を遵守するように措置をとることとし、当該他者は登録 IC カードを利用することをもって本規程に同意したものとみなす。
- 13 会員は、登録 IC カードの盗難又は紛失等が生じた場合、第 10 条第 1 項に定める登録 IC カードの変更手続き又は第 22 条第 1 項に定める退会手続きを行わなければならない。
- 14 会員は、会員登録時に発行した会員サイトのパスワードについて、他人に知られることがないように管理するものとする。

(会員情報の変更)

第 9 条 会員は、登録した会員情報に変更が生じた場合、会員サイトやポイントチャージ機での登録変更フォームの送信又はコールセンターへの連絡によって、会員情報の変更を行うものとする。

- 2 会員情報の変更は、会員サイトやポイントチャージ機での登録変更フォームの送信又はコールセンターへの連絡による変更が完了した時点で有効とし、会員サイトからの会員情報の変更については、登録されたメールアドレス宛に登録完了のメールを送信する。

(登録 IC カードの変更)

第 10 条 会員は、登録 IC カードの盗難又は紛失等によりポイント対象 IC カードの再発

行を受けた場合、若しくは登録 IC カードの変更を希望する場合、本市の案内所又は定期券発売所へ申込書の提出によって、登録 IC カードの変更を行うものとする。なお、申込書の提出時には、本人確認のため身分証明証の提示を必要とする。

- 2 前項で受け付けた申込書は、コールセンターに送付され、コールセンターでの変更が完了した時点で登録 IC カードの変更を有効とする。また、コールセンターから会員へ変更完了の電話連絡を行う。
- 3 変更前の登録 IC カードにおけるポイントの付与状況及びポイント計算に必要な SF 利用データは、前項に定める方法による変更が完了した時点で、変更後の登録 IC カードに引き継ぐものとする。
- 4 会員は、第 2 項に定める方法による変更が完了した時点で、変更後の登録 IC カードでポイントサービスを利用することができる。

(ポイントの取扱い)

第 11 条 付与されたポイントは 1 ポイント 1 円相当とし、会員は登録 IC カードの種類により次の各号のとおり、利用することができる。

(1) ICOCA

ア 毎月 1 日から月末まで（会員登録月に当たっては、登録した日から当該月の末日まで。）の期間における登録 IC カードによる対象交通機関での利用に対し、第 12 条に定めるポイントを翌月の 15 日に付与する。会員は、付与されたポイントをポイントチャージ機で最小 10 円から 10 円単位で SF と引き換えることができる。

イ 保有できるポイントは、最大 999,999 ポイントとする。

(2) PiTaPa

ア PiTaPa 利用により付与されたポイントは、スルッと KANSAI 株式会社が提供する ショップ de ポイントへ変換を行い、PiTaPa 交通利用金額から減額することにより、ポイントを利用することができる。

イ 毎月 1 日から月末まで（会員登録月に当たっては、登録した日から当該月の末日まで。）の期間における登録 IC カードによる対象交通機関での利用に対し、第 12 条に定めるポイントを翌月 15 日に付与する。

ウ 本市ポイントからショップ de ポイントへの変換は、ポイント付与月の 23 日に 1 ポイント単位で自動で行い、当該ポイントを算出した利用月の翌月の PiTaPa 交通利用金額から減額する。

エ ショップ de ポイントの換算率は、10 ポイント 1 円相当であるため、本市ポイントからショップ de ポイントへの変換は、本市ポイントを 10 倍した値で行う。

オ 保有できるポイントは、最大 999,999 ポイントとし、本市ポイントからショップ de ポイントへの変換は、1 月当たり最大 99,999 ポイントとする。

カ ショップ de ポイントによる PiTaPa 交通利用金額の減額は最低 50 円から 50 円単位で行われる。

キ 本規程に記載のない事項については、ショップ de ポイントの仕様に準ずるものとする。

2 会員は、ポイントを現金と引き換えることはできない。

(ポイントの種類)

第 12 条 ポイントは、次の各号の表に定めるポイント又は付与率を乗じて算出したポイントを付与する。

(1) 乗継ポイント

ア 大人運賃を適用する場合

利用額 (1 箇月間)	ポイント対象	付与率
3,600 円以上	バス⇄バス	150 ポイント
	バス⇄地下鉄	120 ポイント

イ 小児運賃を適用する場合

利用額 (1 箇月間)	ポイント対象	付与率
1,800 円以上	バス⇄バス	75 ポイント
	バス⇄地下鉄	60 ポイント

(2) 利用額ポイント (小数点以下は切り捨て)

ア 大人運賃を適用する場合

利用額 (1 箇月間)	付与率
3,000 円以上 5,000 円未満	利用額の 1 %
5,000 円以上 8,000 円未満	利用額の 2 %
8,000 円以上	利用額の 3 %

イ 小児運賃を適用する場合

利用額（1箇月間）	付与率
1,500 円以上 2,500 円未満	利用額の 1 %
2,500 円以上 4,000 円未満	利用額の 2 %
4,000 円以上	利用額の 3 %

(3) 一日券ポイント

ア 大人運賃を適用する場合

サービス名称	ポイント対象	上限額
バス IC24H チケット	京都市内均一運賃区間内を運行する京都市バス及び京都バスの路線	700 円

イ 小児運賃を適用する場合

サービス名称	ポイント対象	上限額
バス IC24H チケット	京都市内均一運賃区間内を運行する京都市バス及び京都バスの路線	350 円

2 乗継ポイントは、ポイント算出対象月の利用が前項第 1 号に定める利用額以上の会員に対し、当該月の利用の全てを参照し、90 分以内（運賃を支払う際の時刻による。）の乗継に対して 1 日当たり 2 回を上限としてポイントを付与する。

3 一日券ポイントは、次の各号の取扱いとする。

- (1) 会員は、一日券ポイントの適用を受けるためには、会員サイト又はポイントチャージ機において、事前に利用日時を登録しなければならない。
- (2) 登録した日時から 24 時間以内のポイント対象交通機関の利用に対して、上限額を超えて支払った運賃相当分をポイントで付与する。

なお、一日券ポイントの利用時間において、一日券ポイントの適用対象となる利用に対しては、当該月の利用額ポイント及び乗継ポイントの適用対象外とする。

4 管理者は、次の各号に対してはポイントを付与しない。

- (1) 残額不足時の現金精算等の登録 IC カード以外での支払い

(2) IC 証票取扱規程第 15 条の 2 に規定する登録型割引サービスに登録している PiTaPa による割引サービス適用対象の利用

(3) 登録 IC カードで複数人支払いを行った場合等の本人以外の利用
(付与ポイントの修正)

第 13 条 管理者は、会員に付与したポイントを修正する場合がある。

(ポイントの失効)

第 14 条 ICOCA への付与ポイントは、付与日の翌月 1 日から起算して 12 箇月後の末日までにポイント利用が行われない場合、その翌日に失効するものとする。

2 PiTaPa への付与ポイントは、ショップ de ポイントに変換された月から起算して 2 年後の 3 月末日までに PiTaPa の交通利用金額から減額されない場合、その翌日に失効するものとする。

(ポイント情報の照会)

第 15 条 会員は、会員サイト又はポイントチャージ機若しくはコールセンターへの問い合わせによって、自らのポイント情報の照会を行うことができる。ただし、他の会員のポイント情報の照会を行ってはならない。

(ポイントの合算)

第 16 条 会員は、他の登録 IC カードのポイントを合算することはできない。

(ポイントの譲渡)

第 17 条 会員は、ポイントを第三者に譲渡することはできない。

(無効となる場合)

第 18 条 会員が、この規程に反して、ポイントを不正に貯めて使用した場合、又は使用しようとした場合は、管理者は当該ポイントを無効とする。

(サービスの制限・終了)

第 19 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合、サービスの中断又は制限を行うことがある。

(1) システムの故障等やむを得ない理由により、ポイントサービスを提供することが困難な場合

(2) サービス提供社局が、ポイントサービスの終了を判断した場合

2 管理者は、ポイントサービスを終了する場合には、事前に会員サイト等で告知することとする。ただし、ポイントサービスの終了が緊急に必要となった場合、その他やむを

得ない事情がある場合にはこの限りではない。

(機器故障時の取扱い)

第 20 条 車載機器や駅務機器等の機器に故障や通信障害等が発生した場合等やむを得ない事情のあるときは、ポイントサービスを提供しない。

(個人情報の取扱い)

第 21 条 管理者は、ポイントサービスの運営に当たり、会員等の個人情報を取り扱う際には、サービス提供社局が定める個人情報管理規程に従い運用する。

2 管理者は会員から取得する次の第 1 号から第 4 号の個人情報についてサービス提供社局で共有するとともに、個人を特定できない形で加工した場合に限り、自由に利用及び公開できるものとする。

(1) 会員情報（氏名、性別、生年月日、電話番号、郵便番号、メールアドレス（メールアドレスの登録は任意））

(2) 登録 IC カード番号

(3) ポイント情報

(4) 利用履歴

3 管理者は、会員が第 22 条第 1 項に定める退会手続き又は第 23 条に定める会員登録の削除によって退会した場合には、退会した会員の前項第 1 号から第 4 号に定める情報を速やかに削除する。

(退会)

第 22 条 会員は、退会を希望する場合には、会員サイト又はポイントチャージ機での退会申請フォームの送信若しくはコールセンターへの連絡によって、退会手続きを行うものとする。

2 退会は、会員サイト又はポイントチャージ機での退会申請フォームの送信若しくはコールセンターへの連絡によって、退会手続きが完了した時点で有効とし、会員サイトからの退会については、登録されているメールアドレス宛に退会完了のメールを送信する。

3 前項に定める退会手続きによる退会が完了した時点でポイントは失効し、会員はポイントサービスの利用ができなくなるものとする。

(会員登録情報の削除)

第 23 条 管理者は、第 8 条第 8 項に定める会員登録をした場合や、第 18 条の規定により無効とした場合の他、次の各号の場合、当該会員の会員登録を削除し、ポイントサービ

スの提供を停止することができる。

(1) WEB 登録をした日から起算して6箇月を経過した日が属する月の月末までに、第8条第3項に定めるチャージ機での制限の解除を行わなかった場合

(2) PiTaPa 会員を解約している場合

2 管理者は、登録 IC カードによるポイント対象交通機関の最終利用の日の翌月1日から起算して13箇月後の末日までに、登録 IC カードによるポイント対象交通機関の利用がない場合、翌日に当該会員の会員登録を削除し、ポイントサービスの提供を停止するものとする。

3 前各項の定めによりポイントは失効し、会員はポイントサービスの利用ができなくなるものとする。

(免責事項)

第24条 管理者は、次の各号の一に該当する場合に会員及び第三者に生じた不利益及び損害について、一切その責を負わない。

(1) 第三者がカード番号とパスワードを使用した上で会員サイトにログインし、手続やポイント情報の照会等を行った場合

(2) 会員又は第三者が、第8条第11項及び第12項に定める登録 IC カードの変更又は退会手続きを行わなかった場合

(3) 第9条第1項の規定に基づき、会員情報の変更に伴う会員情報の修正を行わなかった場合

(4) 第10条第1項の規定に基づき、登録 IC カードの変更登録を行わなかったことで、ポイントサービスを利用することができなかった場合

(5) 第14条の規定により、ポイントが失効した場合

(6) 第18条の規定により、ポイントが無効となった場合

(7) 第19条の規定により、ポイントサービスが制限または終了した場合

(8) 第20条の規定により、ポイントサービスが利用できなかった場合

(9) 第23条の規定により、会員登録が削除された場合

(10) この規程の変更等があった場合

附 則

この規程は、令和5年3月1日から施行する。ただし、第12条の規定によるポイント付与は、令和5年4月1日以降に対象交通機関を乗車した際の利用額から算出するものとする。

る。

(交通局企画総務部企画調査課)